

学校において予防すべき感染症一覧（出席停止） R6.9.25改訂 栃木第四小学校

令和6年9月25日から、栃木市内小中学校では、登校の際に提出していただく書類の取扱が変更になった部分があるため、それに伴いこちらの一覧表も一部改訂しました。

医療機関を受診後、下表の感染症の診断がつかましたら、すみやかに学校に連絡をお願いします。出席停止の期間が終了し、登校する際は、指定の書類を学校まで提出してください。

第1種の感染症

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）中東呼吸器症候群（MERS）、特定鳥インフルエンザ（H5N1）については、治癒するまで出席停止です。

第2種の感染症

病名	出席停止期間	登校の際に学校に提出する書類
インフルエンザ (新型およびH5N1型)を除く	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで	インフルエンザ登校申出書 (保護者が記入する)
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適切な抗菌薬療法が終了するまで	治癒証明書 (医療機関で記入してもらう)
麻疹	解熱した後3日を経過するまで	治癒証明書 (医療機関で記入してもらう)
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下線の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身症状が良好になるまで	治癒証明書 (医療機関で記入してもらう)
風疹 (三日はしか)	発疹が消失するまで	治癒証明書 (医療機関で記入してもらう)
水痘 (みずぼうそう)	すべての発疹がかさぶたになるまで	治癒証明書 (医療機関で記入してもらう)
咽頭結膜熱 (プール熱)	発熱、咽頭炎、結膜炎などの主要症状が消退した後2日を経過するまで	治癒証明書 (医療機関で記入してもらう)
結核	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで	登校申出書 (保護者が記入する)
髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで	登校申出書 (保護者が記入する)
新型コロナウイルス	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで	登校申出書 (保護者が記入する)

第3種の感染症

病名	出席停止期間	登校の際に学校に提出する書類
コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス・パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	症状により学校医、その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで	登校申出書 (保護者が記入する)

その他の感染症

感染性胃腸炎（ノロウイルス感染症、ロタウイルス感染症、アデノウイルス感染症等）、サルモネラ感染症（腸チフス・パラチフスを除く）・カンピロバクター感染症、マイコプラズマ感染症、インフルエンザ菌感染症・肺炎球菌感染症、溶連菌感染症、伝染性紅斑（リンゴ病）、RSウイルス感染症、EBウイルス感染症、単純ヘルペス感染症、带状疱疹、手足口病、ヘルパンギーナ、A型肝炎、B型肝炎 等

※上記のその他の感染症については、必ず出席停止とは限りませんが、上記の診断があった場合で医師より登校を控えるよう指示があった場合などは、学校までお知らせください。

※上記の感染症により出席停止の場合は、登校する際は、带状疱疹とA型肝炎は治癒証明書（医療機関で記入してもらう）を学校に提出してください。带状疱疹とA型肝炎以外については、登校申出書（保護者が記入する）を学校に提出してください。